

# 身体的拘束等の適正化のための指針

特別養護老人ホーム有磯苑

2018年6月1日

## 1 施設における身体的拘束等の適正に関する基本的考え方

当苑は利用者の人格と尊厳を守ることを第一に、日々の生活機能を維持向上できるようなケアを行います。

したがって、身体的拘束等は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行いません。

当苑では多職種連携で利用者のアセスメントに取り組み、利用者のこれまでの人生やこれからの希望に寄り添います。利用者の言動の背景を理解して施設サービス計画を策定・実行します。これによって、できる限り身体的拘束等に頼らず利用者のその人らしい暮らしの実現を図ります。

### 【参考】身体的拘束等に該当する具体的な行為

- (1) 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢等をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行為を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

## 2 身体的拘束等の適正化のための体制

- (1) 身体的拘束等適正化検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置して3か月に1回以上開催し、以下の項目を検討・決定します。

- ① 前回委員会の議事録及び「緊急やむを得ない身体的拘束等に関する経過観察・再検討記録」等の報告

- ② 報告された事例について身体的拘束等の状況などの集計・分析、身体的拘束等の発生原因、結果等のとりまとめ、三要件の確認（適正性）と解除に向けた対策（適正化策）の検討
- ③ 身体的拘束等の解除に向けた対策（適正化策）を講じた場合は、その効果についての評価
- ④ 「身体的拘束等適正化計画書」「緊急やむを得ない身体的拘束等に関する説明書」「緊急やむを得ない身体的拘束等に関する経過観察・再検討記録」「身体的拘束等に関する経過記録」等様式の整備

(2) 検討委員会の構成は、次のとおりとします。

- ・施設長 1名
- ・介護課長 1名
- ・看護師 1名
- ・介護士 各ユニット1名
- ・栄養士 1名
- ・介護支援専門員 1名
- ・生活相談員 1名

この委員会の責任者は、施設長とします。

(3) 検討委員会の結果は、議事録を回覧して介護職員及びその他の職員に周知します。

### 3 身体的拘束等の適正化のための職員研修

当苑における身体的拘束等の適正化と人権を尊重したケアの励行を図るため、介護職員その他の職員に対して、次の教育を行います。

- ① 定期的な研修（年2回以上）
- ② 新任者に対する身体的拘束等適正化のための研修
- ③ 外部研修会への積極的な参加
- ④ その他必要な教育・研修

研修の実施内容、実施日時、受講者等については記録を残します。

### 4 身体的拘束等発生時の対応・報告に関する基本方針

当苑は、身体的拘束等を行わないことを原則としますが、緊急やむを得ない場合については次の運用とします。

- (1) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束等を行わなければならない場合、次の三つの要件のすべてを満たす状態であることを確認し、「身体的拘束等適正化計画書」を作成します。

切迫性 : 利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

非代替性 : 身体的拘束等の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

一時性 : 身体的拘束等の行動制限が一時的なものであること。

- (2) 要件を満たしているかの判断並びに身体的拘束等の内容及び期間等は、慎重な手続きで確認します。
- ① 「緊急やむを得ない」に該当するかどうかは検討委員会で検討し、責任者が判断します。
  - ② 利用者及び家族に対する身体的拘束等の内容説明と十分な理解を得て、「緊急やむを得ない身体的拘束等に関する説明書」に署名をいただきます。身体的拘束等の実施終了日以降においてなお身体的拘束等を必要とする場合は、実施終了日前に本人及び家族等に対してあらためて説明・確認した上で継続することとします。
- (3) 身体的拘束等に関する記録を行います。
- ① 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、「緊急やむを得ない身体的拘束等に関する経過観察・再検討記録」にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。
  - ② 具体的な記録情報をもとに、職員間、家族等関係者間で直近の情報を共有します。
- (4) 身体的拘束等に関する報告を行います。
- ① 緊急やむを得ず身体的拘束等を行わなければならない場合は、検討委員会で身体的拘束等の内容、期間等を検討し、議事録を回覧して介護職員及びその他の職員に周知します。
  - ② 「緊急やむを得ない身体的拘束等に関する経過観察・再検討記録」は、検討委員会に報告します。
- (5) 身体的拘束等の解除に取り組みます。
- 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件を満たさなくなった場合は、直ちに解除します。

## 5 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者及びその家族が閲覧できるよう施設内に掲示し、ホームページ等に掲載します。また、本指針閲覧の求めがあった場合は、これに応じるものとします。

## 6 その他身体的拘束等の適正化の推進のための必要な基本方針

サービスに関わる職員全体で以下の点を十分論議し、共通認識を持ち、身体的拘束等を無くしていくよう取り組みます。

- ① マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体的拘束等をしてはいないか。
- ② 事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体的拘束等をしてはいないか。
- ③ 高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで、安易に身体的拘束等をしてはいないか。
- ④ 認知症高齢者であるということで、安易に身体拘束等をしてはいないか。
- ⑤ サービス提供のなかで、緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等が必要と判断しているか。他に方法はないか。